

議 事 日 程 第 5 号

平成24年9月28日（金）午前10時開議

（決算特別委員長報告）

- 日程第 1 認第 1 号 平成23年度米沢市一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認第 2 号 平成23年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認第 3 号 平成23年度米沢市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認第 4 号 平成23年度米沢市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認第 5 号 平成23年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認第 6 号 平成23年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認第 7 号 平成23年度米沢市下水道事業費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認第 8 号 平成23年度米沢市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 認第 9 号 平成23年度米沢市物品調達費特別会計歳入歳出決算
- 日程第10 認第10号 平成23年度米沢市南原財産区費特別会計歳入歳出決算
- 日程第11 認第11号 平成23年度米沢市三沢東部財産区費特別会計歳入歳出決算
- 日程第12 認第12号 平成23年度米沢市水道事業会計決算
- 日程第13 認第13号 平成23年度米沢市立病院事業会計決算
- 日程第14 議第68号 平成23年度米沢市水道事業会計剰余金の処分について

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第15 議第56号 市有財産（リチウムイオン電池材料試作拠点用地）の取得について
- 日程第16 議第69号 米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 請願第5号 「MV22オスプレイ」配備と飛行訓練の中止を求める意見書提出方請願
- 日程第18 請願第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出方請願

（民生常任委員長報告）

- 日程第19 議第57号 米沢市手数料条例の一部改正について
- 日程第20 議第58号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 2 1 請願第 7 号 「放課後児童クラブ障がい児受け入れ推進事業」を、受け入れ児童数に対応して指導員加配が保証できるものに拡充することを求める意見書提出方請願

日程第 2 2 請願第 8 号 脳脊髄液減少症の医療についての意見書提出方請願

(産業建設常任委員長報告)

日程第 2 3 議第 5 9 号 米沢市人工芝サッカー場グラウンド建設工事請負契約の一部変更について

日程第 2 4 議第 6 0 号 特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（3号棟））に係る契約の締結について

日程第 2 5 議第 6 1 号 米沢市下水道条例の一部改正について

日程第 2 6 議第 6 2 号 市道路線の廃止について

日程第 2 7 議第 6 3 号 市道路線の認定について

(予算特別委員長報告)

日程第 2 8 議第 6 4 号 平成 2 4 年度米沢市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 2 9 議第 6 5 号 平成 2 4 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 3 0 議第 6 6 号 平成 2 4 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 3 1 議第 6 7 号 平成 2 4 年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計補正予算（第 1 号）

(悪臭問題特別委員長報告)

日程第 3 2 悪臭問題特別委員長中間報告

日程第 3 3 発議第 5 号 尖閣諸島はじめ、我が国の領土領海を守る法整備等を求める意見書の提出について

日程第 3 4 発議第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

日程第 3 5 発議第 7 号 「放課後児童クラブ障がい児受け入れ推進事業」を、受け入れ児童数に対応して指導員加配が保証できるものに拡充することを求める意見書の提出について

日程第 3 6 発議第 8 号 脳脊髄液減少症の医療に関する意見書の提出について

日程第 37 発議第 9 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を
求める意見書の提出について

日程第 38 発議第 10 号 李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める
意見書の提出について

日程第 39 発議第 11 号 悪臭問題の解決に向けた堆肥製造事業所に対する指導の強化・徹底を求
める意見書の提出について

日程第 40 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24 名）

1 番	佐 藤 兵 議員	2 番	高 橋 義 和 議員
3 番	小 久 保 広 信 議員	4 番	我 妻 徳 雄 議員
5 番	木 村 芳 浩 議員	6 番	高 橋 嘉 門 議員
7 番	小 島 卓 二 議員	8 番	高 橋 壽 議員
9 番	白 根 澤 澄 子 議員	10 番	佐 藤 忠 次 議員
11 番	遠 藤 正 人 議員	12 番	堤 郁 雄 議員
13 番	工 藤 正 雄 議員	14 番	齋 藤 千 恵 子 議員
15 番	島 軒 純 一 議員	16 番	海 老 名 悟 議員
17 番	相 田 克 平 議員	18 番	渋 間 佳 寿 美 議員
19 番	相 田 光 照 議員	20 番	中 村 圭 介 議員
21 番	山 村 明 議員	22 番	鈴 木 章 郎 議員
23 番	山 田 富 佐 子 議員	24 番	佐 藤 弘 司 議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	小 川 正 昭	建 設 部 長	唐 澤 一 義
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	松 村 孝 義	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会 委 員 長	金 屋 慶 助
選挙管理委員会 事 務 局 長	高 橋 龍 一	代表監査委員	高 野 欽 一
監 査 委 員 会 長	佐 藤 利 信		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	後 藤 俊 英	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議 事 調 査 係 長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	渡 部 真 也

午前１０時００分 開 議

○佐藤 晃議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第５号により進めます。

.....

日程第１ 認第１号平成２３年度米沢市一般会計歳入歳出決算外１３件

○佐藤 晃議長 日程第１、認第１号平成23年度米沢市一般会計歳入歳出決算から日程第14、議第68号平成23年度米沢市水道事業会計剰余金の処分についてまでの認定案件13件、議決案件１件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、決算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

決算特別委員長16番海老名 悟議員。

〔決算特別委員長 16番海老名 悟議員登壇〕

○16番（海老名 悟議員） 御報告申し上げます。

去る５日の本会議において当委員会に付託されました案件は、認第１号から認第13号までの認定案件13件、及び議第68号の議決案件１件であります。

当委員会は、議会日程に従い、12日から14日まで、及び18日の４日間にわたり、委員会室において全委員出席のもと、当局からは教育長、病院事業管理者、監査委員ほか関係部課長にも出席を求め、開催いたしました。

審査に当たっては、認第１号から認第13号まで、及び議第68号の付託案件を一括議題とし、当局から各会計の歳入歳出決算概要について説明を受け、続いてこれに対する総括質疑及び帳票審査を行い、その後認第１号一般会計の歳出決算から順次審査を行いました。

なお、各会計決算の内容につきましては、平成23年度米沢市歳入歳出決算書、その他関係附属資料等で各議員御承知と存じますので、その詳細については省略し、以下一般会計、特別会計及び企業会計歳入歳出決算の概要についてのみ申し上げます。

まず、一般会計の歳入では歳入済額が371億9,407万9,154円で、予算現額に対する収入率は97.2％であり、これに対し歳出では支出済額が360億2,396万9,880円で、予算執行率は94.1％であります。この結果、一般会計決算の形式収支額は11億7,010万9,274円となり、この額から繰越明許費繰越額として2,802万6,826円を平成24年度に繰り越すべき財源としたため、これを除いた11億4,208万2,448円が実質収支額、すなわち純剰余金となり、この剰余金のうち６億円が地方財政法などの法令等の定めにより財政調整基金に編入されております。

次に、特別会計10件の決算状況を総括して申し上げますと、歳入では収入済額の合計額が200億4,735万7,021円、歳出では支出済額の合計額が195億9,931万2,442円で、形式収支額は４億4,804万4,579円となっております。

次に、企業会計２件の決算状況について申し上げます。

水道事業会計については、老朽管更新事業及び給・排水管の布設並びに布設がえを行い、耐震化と漏水防止を図るとともに、安定給水に努めました。一方で、水需要は減少傾向にあり、給水収益は前年度より減少しましたが、水道料金収納等業務と舘山浄水場の運転管理業務の民間委託を実施するなど、効率的な事業経営により健全な財政の維持に努めました。収益的収支では３億4,683万8,180円の純利益を生じ、同額を当年度未処分利益剰余金とするものであります。これを議第68号米沢市水道事業会計剰余金の処分についてで減債積立金として２億3,380万

7,233円、建設改良積立金として1億1,303万947円をそれぞれ処分しようとするものです。

次に、病院事業会計については診療単価の高い外科系の入院患者の増加、有資格者の増員による積極的医療の推進、施設基準の新規取得、後発医療医薬品の導入促進、光熱水費の削減、価格交渉による医薬材料費の削減に努めたことなどにより、収益的収支では昭和63年度以降平成8年度に続き二度目の黒字決算で、1億3,169万3,811円の純利益となり、その結果当年度未処理欠損金は61億65万6,291円となったものであります。

次に、総括質疑及び各会計決算審査の中で質疑・要望のありました主なものを取りまとめ、申し上げます。

まず、総括質疑では、地方公営企業会計の制度見直しで資本金の減額ができるようになったことで、市立病院事業会計で102億円ある資本金を減額して、61億円ある累積欠損金をなくすことができるのではないかと質疑があり、当局から、このたびの公営企業会計制度の改正により民間企業における減資の制度は導入になったが、平成26年度から義務化される退職給与の引当金、その他の引当金を積んだ後のバランスがどうなるか見た上で、将来的にどうするか検討していかなければならないと思っているが、直ちに資本金を減額する考えは持っていないとの答弁がありました。

このほか、財団法人山形県スポーツ振興基金への出損金の減額、滞納金の処理の仕方などについて質疑がありました。

次に、一般会計歳入歳出決算のうち、歳出について申し上げます。

まず、第2款総務費では、新文化複合施設整備に要した経費のうち、整備場所の変更により無駄となる金額についての質疑があり、当局から、施設整備に要した金額は設計業務委託料が1,165

万5,000円、用地現況測量業務委託料が339万6,800円、地質調査業務委託料が489万8,250円で、支出額合計は1,995万50円となると。このうち設計業務委託料については無駄となるが、測量業務委託料は今後のポポロ用地での事業実施計画時に測量結果が利用でき、また地質調査の結果は平板載荷試験1カ所とボーリング調査箇所4カ所のうち旧市営駐車場用地の調査地点2カ所のボーリング結果と平板載荷試験の結果は駐車場の設計時点で使うものであり、また残り2カ所のボーリング調査結果はこれからまちの広場で行う地質調査の点と結ぶことで横断面、縦断面の作成に利用ができ、全額無駄になるものではないとの答弁がありました。

また、米沢市国際交流協会補助金に550万円が支出されているが、その活動内容について質疑があり、当局から、協会の総事業費は665万円で、本市に住んでおられる外国人の支援事業、市民の多文化交流事業、市民の国際意識の啓発などを行っているとの答弁がありました。これについて、外国人のサポートにとどまらず、活動の裾野を広げて、多くの外国人や市民が参加して交流をする場をつくるなど、高い目的を持って活動してほしいとの要望がありました。

また、北部集会所の廃止を含めた今後のあり方についての検討の状況と利用状況についてただされ、当局から、今年度検討を始めたところで、平成26年度までに取りまとめる予定であり、平成23年度の利用状況は利用団体が871団体で、利用者が約1万4,400人との答弁がありました。

さらに、庁舎の電気料の節約効果についてただされ、当局から、平成23年7月から9月までで、前年同期に比べ金額にして101万8,000円、CO₂排出量削減で5万7,400キログラム、率にして23.3%の削減となったとの答弁がありました。

このほか、中心市街地活性化実証実験委託について、職員の選挙事務手当について、セカンド

ホーム事業について、地上波デジタル放送の難視聴対策について、小野川スキー場の運営について、バスの精神障がい者運賃割引などについて質疑・要望がありました。

次に、第3款民生費では、東日本大震災による避難児童が入所する分園「光」の入園状況と、本市の待機児童が49人いる中で、当初1年間としていた開設期間をどうするかについてただされ、入園しているのは福島からの避難児童だけで、定員20名のところ29名が入園しており、避難児童が米沢に在る間は開設していきたいこと、なお市内の保育園に入所の余裕ができて、本市の待機児童が解消された場合に閉園を考えるとの答弁がありました。

また、学童保育の家賃補助額の上限は、家賃の上限7万円の8割の5万6,000円になるが、長期間の使用を考えると10年ほどで市が直接施設を建設したほうが少ない費用で済むようになり、市が建設するなり学校施設を活用するなり検討できないかとの質疑があり、当局から、今までの経過も尊重しなければならないが、県の放課後児童クラブ運営指針における学校施設等の利用の方針について詳細を確認したいとの答弁がありました。

また、高齢者生活支援除雪援助員派遣事業について、落雪式屋根の後片づけにも適用できないか要望がありました。

このほか、生活保護費の不正受給、放置自転車の状況、民間立保育所運営事業費の助成成果などについて質疑がありました。

次に、第4款衛生費では、太陽光発電システム設置事業費補助金について、雪による機器の問題、冬場の日照時間による影響について質疑があり、当局から、発電装置への雪による影響は小まめに点検することで解消できるものであり、日照時間が短いといっても有効に自然エネルギーを活用できるとの答弁がありました。

また、置賜唯一の看護師養成機関の三友堂病院看護専門学校運営補助金について、平成23年度は卒業者35人のうち27人が置賜に就職したとのことだが、市立病院には何名就職したのかとの質疑があり、平成23年度は2名で、このところ2名から4名の市立病院への就職となっているとの答弁がありました。

さらに、千代田クリーンセンターで焼却炉で焼却後に出る大気中の浮遊物である飛灰の放射性物質含有量について質疑があり、当局から、主灰と言っている焼却灰で、放射性セシウムが1キログラム当たり45ベクレルなのに対し、バグフィルターで浮遊物を集めた飛灰は1キログラム当たり430ベクレルと約10倍の値であるが、国では1キログラム当たり8,000ベクレル以下であれば管理型最終処分場に埋め立て可能であるとしており、また山形県の指針では1キログラム当たり4,000ベクレル以下のものを受け入れるとしている中での1キログラム当たり430ベクレルは安心していただける数値と考えているとの答弁がありました。

また、酸性雪調査業務委託ではかったpH値についてただされ、当局から、測定した検体の中にはpH5を切るものもあったとの答弁がありました。これに対して、委員から、酸性雪のpHについてpH値が5.5以下となると相当樹木に影響が出ると言われており、ナラ枯れ、松枯れが進むおそれがあることから、土壌のpH値の調査も行ったほうがよいのではないかと要望がありました。

このほか、本市における児童虐待の状況について、地盤沈下調査水準測量業務について、自殺予防について、不法投棄監視カメラについて、貴重な素材であるペットボトルのふたの回収方法について、松川のpH値についてなどの質疑がありました。

次に、第5款労働費では質疑がありませんでした。

た。

次に、第6款農林水産業費では、市民農園の利用者の年齢層についての質疑があり、若い女性もいるが、高齢者が多いとの答弁がありました。

また、農業用水施設整備補修事業について、小規模な組合への上限13万5,000円の補助事業だが、受益者がさらに少なくなってきたおり、農家一、二軒で負担しなければならない地域があるため、これに対応して補助限度額を引き上げられないかとの要望がありました。

このほか、農業後継者対策事業について、地産地消についてなど質疑がありました。

次に、第7款商工費では企業誘致活動旅費の実績について質疑があり、当局から、平成23年度はトップセールスが59社、全体で322社を訪問したとの答弁がありました。

また、震災緊急経済対策事業に関して、風評被害はおさまったのかとの質疑があり、当局から、観光サイドでは震災前までには戻っておらず、団体のツアーが入らないため、8割程度の回復と見ている。また、農畜産物では牛肉価格が昨年度を上回っていて、一昨年の価格に近づいており、回復傾向にあるとの答弁がありました。

また、道路、観光施設、ホテル、旅館などの徹底したバリアフリー化によって誘客が図られ、町全体の評価が高まっている飛騨高山のように取り組んではどうかとの要望がありました。

このほか、米商連共通買物券事業について、企業誘致の戦略について、おもしろい観光大使について、観光イベント誘客チラシの他県都市での新聞折り込みによるPRについてなど質疑・要望がありました。

次に、第8款土木費では、未舗装市道の舗装について質疑があり、当局から、現在は91.9%で、平成27年度までに93%の舗装を目標としているとの答弁がありました。

除雪対策費について、当初予算4億6,700万円

に対し、補正が7億300万円あって、最終的に11億7,000万円になっているが、国からの交付金は幾らかとの質疑があり、当局から、国庫支出金が1億4,100万円、そのほか特別交付税でも相当の額が交付されているとの答弁がありました。

また、道路橋梁長寿命化事業について、その対象となる橋について質疑があり、15メートル以上の69橋を長寿命化修繕計画に沿って修繕し、橋の通常の寿命50年から60年をさらに30年長持ちさせる考えであるとの答弁がありました。

このほか、寺町を生かしたまちづくり、花と樹木に覆われたまちづくりなどについて質疑・要望がありました。

次に、第9款消防費では、操法大会の採点結果の公表について、消防団員の確保についてなど質疑・要望がありました。

次に、第10款教育費では、舘山城の史跡整備の見通しについて質疑があり、当局から、三、四年後になると思うが、まずは国指定の史跡に指定されることが重要で、それから一、二年で整備計画を立てて、その後に整備事業を行う見込みであるとの答弁がありました。

また、学校給食衛生管理基準で定めている給食室の温度25度以下、湿度80%以下の基準が各学校の給食室で保たれているかについて質疑があり、当局から、夏場は学校によっては維持できていないとの答弁がありました。

また、小学校の給食室がドライ方式となっていない学校についての質疑があり、当局から、興譲小学校、北部小学校、愛宕小学校、万世小学校、関小学校、三沢東部小学校、六郷小学校、窪田小学校の8校で、小規模校は修繕費で年次的に整備を行うものの、大規模校についてはまちづくり総合計画において検討していきたいとの答弁がありました。

また、オリンピック出場の手選手に対する支援について質疑があり、当局から、国際大会に出る

方への激励金は2万円となっているが、オリンピック出場者への支援等については関係部課と協議していきたいとの答弁がありました。

さらに、米沢市地域集会施設等施設整備事業費補助金については、現在は新築する場合に対象としているが、建てかえよりも建築費が安く済むリフォームもこの補助に該当するよう、交付規定の変更を検討できないかとただされ、当局から、今後研究なり検討したいとの答弁がありました。

このほか、小中学校のアメシロ防除について、出会いの機会づくり応援委員会について、空飛ぶ航空教室への参加について、市営テニスコートの使用料について、私立幼稚園就園奨励費補助金の申請時の対応などについて質疑・要望がありました。

次の第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款予備費については、質疑がありませんでした。

次に、歳入については、たばこ税の補正額について、保有株券の株主総会での権利行使について質疑がありました。

以上が一般会計歳入歳出決算の審査時における質疑の主なものであります。

採決に当たっては、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

続いて、特別会計について御報告申し上げます。

初めに、認第2号平成23年度国民健康保険事業勘定特別会計についてであります。委員から、被保険者資格証明書と短期被保険者証の発行状況についてただされ、当局から、被保険者資格証明書は25世帯、短期被保険者証は809世帯に交付しているとの答弁がありました。

また、国民健康保険税については、加入者の負担が重い、これまで税率引き下げの議論を行ったのかとただされ、当局から、国民健康保険税の税率改正を平成20年度からしていないが、近年医療費の伸びがあり、税率検討の時期にな

っているほか、県単位の国保に向けての広域化の問題もあり、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4方式を所得割、被保険者均等割の2方式に変える議論も必要な状況であるとの答弁がありました。

さらに、税率の引き下げにはどのような方法があるか質疑があり、国の補助金、負担金等が大幅に増額されるか、医療費の引き下げがあれば可能との答弁がありました。

このほか、後期高齢者支援金の支出見通しやレセプト点検の効果について質疑がありました。

採決に当たっては、国民健康保険への国庫負担率の引き下げで、国保加入者が大きな負担をしなければならない現状は問題があり、反対との意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認第3号平成23年度米沢市後期高齢者医療費特別会計についてであります。採決に当たっては、広域連合が加入者の声を伝える用意をしていないので、市として加入者の皆様から聞いた声を伝える仕組みをつくり上げる必要があるとして、反対との意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認第4号平成23年度米沢市介護保険事業勘定特別会計についてであります。本市の介護保険料水準とその理由についてただされ、当局から、県内の中では5番目に高いが、その理由は介護認定者の重度化、1号保険者の負担割が高くなったことによるとの答弁がありました。

採決に当たっては、住民ニーズを満たすとなると保険料にはね返るという問題があること、各中学校単位に介護支援センターを設置して、住民の皆さんの介護要求をできるだけつかみ、住民ニーズに応えるような体制をつくっていく必要があります、現状には反対との意見がありましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で認定

すべきものと決しました。

次に、認第5号平成23年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計歳入歳出決算及び認第6号平成23年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計歳入歳出決算の2案件については、とりわけ質疑もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成23年度米沢市下水道事業費特別会計歳入歳出決算に対しては、下水道事業を公営企業会計にすべきではないかとただされ、当局から、将来的にはそのように考えたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、認第8号平成23年度米沢市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算から認第11号平成23年度米沢市三沢東部財産区費特別会計歳入歳出決算までの4案件については、とりわけ質疑もなく、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、議第68号平成23年度米沢市水道事業会計剰余金の処分について及び認第12号米沢市水道事業会計決算については関連がありましたので、一括して審査を行いました。

まず、田沢簡易水道の施設の統合整備計画を断念した理由について質疑があり、当局から、施設の統合整備に向けて平成23年12月から十数回地元説明会を行い、また田沢浄水場から取水口までの現地視察を重ね、現地の水源地への林道に地すべり箇所が何カ所もあり、危険なことから、新たな水源地を求め井戸掘りをしてきた。しかし水量・水質の問題があるため、舘山から水道水を引くことを提案してきたが、理解が得られないため、築沢の一部を除く田沢地区の全戸にアンケート調査を行った結果、5票差で反対が多かったため、最終的に水源地の変更は取りやめて、現施設の強化を図りながら上水道と会

計を統合し、田沢水系として整備することになったとの答弁がありました。

また、有収水量が落ち込んだ原因について質疑があり、当局から、配水管や給水管の老朽化に伴う漏水と思われる。その対策として漏水調査や老朽配水管更新工事、老朽給水管交換業務等を計画的に実施しているとの答弁がありました。

また、委員から、内部留保資金がふえているが、水道料金の値下げを検討してはどうかとただされ、当局から、内部留保資金は純利益から生み出されるが、これは企業債の元利償還や配水管の更新事業、耐震管の更新事業などに再投資したり、水道施設の耐震化、大規模修繕を実施したり、また剰余金が出ているうちならば水道料金の値上げをしなくとも中止中の準備料金の減額を行うことができるため、平成25年度から減額を実施するよう計画しており、それに伴って25年度は約1,600万円、26年度から28年度までの各3年間は約2,000万円の減収を見込んでいることから、値下げは考えていないとの答弁がありました。

さらに、いざというときの水源とその供給量についての質疑があり、当局から、広幡町成島のポンプ場と南原浄水場の井戸を考えており、1日の供給可能量が広幡で2,800立方メートル、南原が430立方メートルで、本市の1日当たりの供給量の約11%程度であるとの答弁がありました。

また、震災に関連し、通常年度よりもふえた業務や費用はどの程度であったのかとの質疑があり、放射性物質検査の検査料及び山形市への検体の運搬料、舘山浄水場の汚泥処理に係る運搬料などで、東電に請求する第1回目の請求額は人件費を除き約100万円であったとの答弁がありました。

このほか、本市の未給水箇所及び未収金の対応などについて質疑がありました。

採決に当たっては、議第68号については全委員

異議なく、可決すべきものと決まりました。認第12号についても全委員異議なく、認定すべきものと決まりました。

次に、認第13号平成23年度米沢市立病院事業会計決算に対しては、神経内科の医師がやめたことによる影響について質疑があり、当局から、入院がほぼゼロになり、外来も6割減となったことで、1億8,000万円ほどの収入減少になっており、かわりに赴任していただく医師の確保は難しい状況であるとの答弁がありました。

また、委員から、看護師不足はどのくらいの看護師がふえれば通常の運営ができるのかただされ、当局から、ことは約30人程度募集する予定で、退職予定者の補充のために15人、夜勤体制をもとに戻すために10人、夜勤の回数を減らすために5人と計画しているとの答弁がありました。

このほか、働きやすい病院の認定制度について、消費税引き上げの影響などについてなど質疑がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、認定すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査経過の概要とその結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○佐藤 晃議長 ただいまの決算特別委員長報告に対して、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算特別委員長報告中、異議のありました認第2号から認第4号までの認定案件3件を除く認第1号、認第5号から認第13号までの認定案件10件及び議第68号の議決案件1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 御異議なしと認めます。よって、認第1号、認第5号から認第13号までの認定案件10件及び議第68号の議決案件1件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました認定案件3件について順次採決いたします。

初めに、認第2号について起立により採決いたします。

認第2号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第2号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、認第2号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、認第3号について起立により採決いたします。

認第3号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第3号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、認第3号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、認第4号について起立により採決いたします。

認第4号に対する委員長報告は、賛成多数で認定であります。

お諮りいたします。

認第4号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、認

第4号は委員長報告のとおり決まりました。

日程第15 議第56号市有財産（リチウムイオン電池材料試作拠点用地）の取得について外3件

○佐藤 晃議長 次に、日程第15、議第56号市有財産（リチウムイオン電池材料試作拠点用地）の取得についてから日程第18、請願第6号地方財政の充実・強化を求める意見書提出方請願までの議案2件、請願2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長18番渋間佳寿美議員。

〔総務文教常任委員長18番渋間佳寿美議員登壇〕

○18番（渋間佳寿美議員） 御報告申し上げます。

去る5日と11日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案2件、請願2件であります。

当委員会は、議会日程に従い、19日の午前10時から委員会室において全委員出席のもと、市長、教育長、関係部課長並びに請願の審査においては紹介議員に出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第56号市有財産（リチウムイオン電池材料試作拠点用地）の取得についてであります。本案は山形大学が整備するリチウムイオン電池材料試作拠点用地として6,098平方メートル余を独立行政法人中小企業基盤整備機構、理事長高田坦史から5,274万1,027円で取得しようとするものです。

本案に対し、委員から、リチウムイオン電池の

日本のシェアが世界第2位に後退し、既にリチウムイオン電池にかわる電池が開発されている状況下において、今後の見通しについてはどうかとただされ、当局から、山形大学が招聘した民間出身の教授が開発された機能を試作ラインで実証実験するもので、複数の企業が興味を示しており、またリチウムイオン電池はスマートフォンや電気自動車等の需要が将来的に伸びると判断しているとの答弁がありました。

また、委員から、製造業が円高などにより統廃合や海外への生産移転を進めざるを得ない中で、民間企業の本市における操業の見通しについてはどうかとただされ、当局から、この試作がうまくいけば量産体制に移行できる可能性は十分にあると見込んでいるとの答弁がありました。

さらに、委員から、事業による経済波及効果について質疑があり、当局から、山形大学では実証評価段階の2015年度までは経済波及効果が約30億円、新規雇用が約20名で、本格設備稼働の2018年度では経済波及効果が約170億円、雇用が約150名と試算しているとの答弁がありました。

また、委員から、今回の土地取得の経過について質疑があり、当局から、山形大学工学部からの申し出を受けて当該土地を取得するに至ったものであるとの答弁がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。本案は新文化複合施設の建設に当たり、市政に混乱を生じさせた責任から市長の給料の20%を10月分の給与から減額しようとするものです。

これに対し、委員から、新文化複合施設の計画地変更に伴い、先行投資した設計費等の約2,000万円は市民に負担をしていただき、市長は1カ月分の給料の100分の20をもって穴埋めするとい

うことなのか、これで市民が納得すると思っているかとの質疑があり、市長から、選挙で選ばれているという立場から、言葉というものは何より重いものであり、市民の方には広報で、議会には6月定例会の冒頭でおわびをしており、別な形でも明らかにするということから、減給をしようとしているものである。また、首長の減給は穴埋めという意味ではなく、懲戒処分のような決まりもないので、首長みずからが中身についても考えて提案をし、責任があることをわかりやすい形で表明するということであるとの答弁がありました。

また、委員から、市長は政治的責任、行政的責任、政策的責任のどれをもって市民に謝罪をし、議会に減給を提案してきたのかとの質疑があり、市長から、減給の理由は市政に混乱を生じさせた責任であるので、全てを含んだ総括的な責任と考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、政治家にとって一番重要なことは政策であるが、市長は今回政策で失敗したわけであり、これを不祥事と言わずに何を不祥事と言うのかとただされ、市長から、最終的には中心市街地の活性化を果たしたかどうかということなので、失敗かどうかは断定できないが、仮に100歩譲って政策の失敗ということにしてもそれは政策の失敗であって不祥事とは捉えていない、不祥事というのは犯罪や反社会的行為、倫理に反する行為と捉えているので、言葉の違い、哲学の違いだと思うとの答弁がありました。

また、委員から、市長は以前にほかの事業で埋め合わせをしようと言っていたが、税金がふえなければ効果は生まれない、税金をふやすために具体的にどのような事業を行うのかとの質疑があり、市長から、今の段階ではどの政策でどれだけという具体的なものは申し上げられないが、基本的にはとにかくよい政策をやっていくこと

が大事だと思っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、市長は6月1日号の広報で借地借家法における大家とたな子の権利関係を甘く見たとしているが、注意が十分でなかったと認識しているのかとただされ、当局から、何回かテナントの本社に協力要請をしており、立ち退かないということではなく、交渉はこのまま継続して行っていくということだったので、市としては移転に伴う補償の問題が決め手になるだろうと期待をしていたが、結果としてこういう状況に陥ってしまっていることについてはもう少し注意深くリサーチするなり、理解をしておく必要があったと反省はしているとの答弁がありました。さらに、市長からは、たな子と大家の関係、そして交渉がどうなっていくかを見通す力をさらにつけていかなければならないと思っており、注意不足であったとの答弁がありました。

また、委員から、当初の計画どおり進んでいれば発生しなかった経費が生じたことについてはどう考えているかとただされ、市長から、見通しの甘さから生じたものなので、大変申しわけないと思っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、混乱は当初より大きくなっていると思うが、市長はどのように感じるかとの質疑があり、市長から、図書館・市民ギャラリーは要らないという声も強くあって、話がそもそものところに戻ってしまっているという意味では混乱が大きくなっているという認識があり、それについてはいかにまちなか図書館・市民ギャラリーという施設が大事で、どういう効果を生み出すかということを懇切丁寧に根気強く説明し、理解していただくよう努力をしていくことが求められていると思っているとの答弁がありました。

本案についての意見では、本案を通せば市長は100分の20の減給で形として責任をとったことに

なり、本案を通さなければ市長は責任をとることがないというようなことになり、どちらも市民は納得しないと考えるので、反対とする意見がありました。一方、本案では市民の納得が難しいので、市長に猛省を促したいと思うものの、責任のとり方は市長みずから考えることであり、市長は借地借家法などについて注意が十分でなかったと、つまりは善良な管理者の注意義務違反を認めており、また、新文化複合施設の予定地変更に伴い経費が余分に発生したこと、すなわち「地方公共団体はその事務を処理するに当たり最少の経費で最大の効果を挙げなければならない」とする地方自治法第2条第14項に違反していることを認めていることから、やむを得ず賛成とする意見に分かれたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号「MV22オスプレイ」配備と飛行訓練の中止を求める意見書提出方請願についてであります。本請願は市民の安全・安心を最優先に考え、市民に不安を与えぬよう、事故が相次ぎ、構造的に欠陥があると指摘されている「MV22オスプレイ」の配備を行わないこと、及び山形県上空も含まれる飛行訓練を中止することについて国に対し意見書を提出していただきたいとするものです。

審査に先立ち、紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、「MV22オスプレイ」の危険性について質疑があり、紹介議員から、通常ヘリコプターについてはエンジンの故障やトラブルにより停止した場合ローター制御によりローターがゆっくりと回りながら安全に着地されるが、オスプレイの場合はヘリコプターよりもローターが小さいので急降下になってしまい、オートローテーション機能が十分に発揮できないこと、また、ヘリモードから滑空に

戻すまでに12秒かかるので、ヘリコプターよりもはるかに落ちる可能性が高いといったことなどの危険性があるとの答弁がありました。

また、委員から、アメリカ政府は墜落事故の原因は操縦ミスという報告をしているが、正しい操縦をしていたにもかかわらず事故が起きており、安全装置がないことが事故の原因であるという報道があるがどうかとの質疑があり、紹介議員から、そのとおりであると認識しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、米軍基地反対派の圧力により阻止された普天間小学校の移転問題や、普天間基地の移転による雇用問題などから、配備について反対運動をしているのは実は沖縄の人ではないという現実についてはどう考えているかとただされ、紹介議員から、9月9日の沖縄タイムスでは沖縄県内41市町村の首長や代理、県出身の国会議員、県議会議員、市町村議会議員、県議会議長、県市町村会長等が超党派で出席をし、知事からのメッセージもあるなど、沖縄県民10万人が結集してオスプレイの配備に反対したとの報道がなされていることや、普天間基地周辺は大規模な市街地があり、その中での低空飛行を考えると、沖縄全体としての反対と受けとめていると答弁がありました。

また、委員から、オスプレイの配備については緊迫がある尖閣諸島問題、竹島問題などへの抑止力や日米安保上の抑止力になるものと考えているがどうかとただされ、紹介議員から、政府は日米安保条約、国防の観点からもオスプレイを配備しなければならない理由を明確にし、国民の不安が払拭されるような十分な説明をする必要があると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、これだけ注目を浴びている中で政府が安全宣言をしたことについてはどう考えるかとただされ、紹介議員から、独自調査がどれくらいなされたのか、何をもって安全宣

言をしたのか疑問が残るところであるとの答弁がありました。

また、委員から、この請願は国内への配備をやめるようにという趣旨なのかとの質疑があり、紹介議員から、まずは本市を含む山形県の安全を考えており、今の段階では当然国内全てへの配備を行わないでほしいということであり、山形県を含めた飛行訓練をやめてほしいという趣旨であるとの答弁がありました。

採決に当たっては、沖縄では10万人という最大規模の集会が行われ、普天間基地への配備に反対している現実や、アメリカでは住民の反対により飛行訓練を延期している現実を鑑みると、政府は安全性についてもっと慎重に結論を出すべきであり、請願採択に賛成とする意見、アメリカは日本の近隣諸国と対峙するのに都合のよい場所として日米安保の名のもとに日本の米軍基地を使用しているだけであって、アメリカ軍が日本の安全、防衛のためにオスプレイを配備するとは考えられないので、請願採択に賛成とする意見がありました。

一方、近隣諸国との緊張が高まる可能性がある中で、日米安保上のパワーバランスを保っていくにはオスプレイの配備が必要であると考えるので、請願採択に反対とする意見、国防や災害時の救援体制など国内の自衛に対する強化といったさまざまな角度から考慮して、請願採択に反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、反対多数で不採択にすべきものと決しました。

次に、請願第6号地方財政の充実・強化を求める意見書提出方請願についてであります。本請願は依然として停滞している経済状況下において地域のセーフティーネットとしての地方自治体の役割はより一層重要性を増しているため、2012年度政府予算では地方交付税について17.5兆円を確保しているが、2013年度予算でも2012

年度と同規模の地方財政計画、地方交付税を確保するよう政府に対し意見書を提出していただきたいとするものです。

審査に先立ち、紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願については、質疑もなく、全委員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○佐藤 晃議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 質疑を終結いたします。

次に討論に入りますが、21番山村明議員から通告がありますので、発言を許可します。

21番山村明議員。

〔21番山村 明議員登壇〕

○21番（山村 明議員） 議第69号米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対し、政鱗会を代表して反対討論を行います。

市の広報、6月1日号への謝罪文の掲載、6月定例会初日6月8日の本会議冒頭のおわびの言葉、そして市長自身の減給を検討していると6月19日の全員協議会で表明されましたが、議会からその内容を早く示してほしいと催促され、9月5日、議会運営委員会にやっとこの内容が出てまいりました。市長の給与90万9,000円の中から2割を1カ月分だけ減ずるという内容であります。この議案が通れば、18万1,800円の減俸で市長の贖罪が済んだことになるのでしょうか。翻ってこの議案が通らなければ、市長は減給せずに済んでしまうという何ともおかしい議案であります。

ずさんな計画を進め、どたばた劇の末に市の広報に文章で、そして6月議会におわびを言葉であらわし、このたび18万円という金額での市長

減給とのことでありますが、今月10日の私の一般質問への答弁では、このたびの市の損失額は現時点で約2,000万円とのことです。2,000万円の損失を出したごたごたの責任のとり方を18万円で済ますのでしょうか。残りを市民の税金で補填してよいものかと思うと、憤ってしまいます。市長のおわびの文章、おわびの言葉の中で一貫して「私の市政運営の不手際から発生したことであり、責任は全て私にあります。議会、市民に対し深くおわびを申し上げます」と言ってきたのですから、2,000万円は別途返還すべきではないでしょうか。

6月議会の冒頭ではおわびの書面を淡々と読み上げ、2,000万円の穴をあけたのに対して18万円の減給議案を出されたわけですが、市長の反省が私の胸に伝わってこないのです。市民も同じように市長の反省が感じられないと思います。

測量、設計、地質調査のこのたびの損失額約2,000万円のほかに、これからまちの広場を壊す費用が新たにかかり、新まちの広場を用地買収し、整備・建設することになります。今のまちの広場の建設費は用地費を除き約2億6,000万円かかっていましたから、新しい広場建設は二重投資となります。この損害賠償策がまた別に問われることになるのではないのでしょうか。

このように、現在の2,000万円の損失の後にも次々と大きな損失が出てくるわけで、損失総額は相当な額になると思われ、私も米沢市の財政を思うと頭が痛くなります。これではこの議案には市民は納得しないし、市民は怒っていると思います。

政鱗会は修正案を出すべきかとも考えましたが、金額の多い少ないの問題ではないとの判断から、廃案にするのが妥当とも検討しましたが、それも可能ではなく、市長が考えた「賛成しても反対しても市民の理解が得られない議案」に対してノーという意味を込めつつ反対します。

この議案が通れば、きょうの天気は市民の涙雨となることでしょう。

○佐藤 晃議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

ただいまの総務常任委員長報告中、異議のありました議第69号及び請願第5号の議案1件、請願1件を除く議第56号及び請願第6号の議案1件、請願1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 御異議なしと認めます。よって、議第56号及び請願第6号の議案1件、請願1件は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第69号及び請願第5号について採決いたします。

初めに、議第69号について起立により採決いたします。

議第69号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第69号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。よって、議第69号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、請願第5号について起立により採決いたします。

請願第5号に対する委員長報告は、反対多数で不採択であります。

この場合、採択、不採択の順に採決いたします。お諮りいたします。

請願第5号を採択とすることに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立少数であります。

次に、念のため請願第5号を不採択とすることに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 兵議長 起立多数であります。よって、請願第5号は不採択と決まりました。

会議の途中ですが、10分間の休憩をいたします。

午前11時05分 休 憩

午前11時15分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議第57号米沢市手数料条例
の一部改正について外3件

○佐藤 兵議長 次に、日程第19、議第57号米沢市手数料条例の一部改正についてから日程第22、請願第8号脳脊髄液減少症の医療についての意見書提出方請願までの議案2件、請願2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長3番小久保広信議員。

〔民生常任委員長3番小久保広信議員登壇〕

○3番（小久保広信議員） 御報告申し上げます。

去る5日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案2件、請願2件であります。

当委員会は、議会日程に従い、20日の午前10時から委員会室において全委員出席のもと、市立病院事業管理者を初め関係部課長及び請願の紹介議員に出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第57号米沢市手数料条例の一部改正についてであります。本案は戸籍事務の電算化に伴い、新たに交付する証明に係る手数料を定めようとするほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号山形県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。本案は住民基本台帳法の一部改正に伴い、規約を変更することについて協議するものであります。

これに対して、委員から、規約変更前で算定した平成24年度と、変更後で算定する25年度の本市負担金への影響について質疑があり、当局から、このたびの変更はこれまで住民基本台帳及び外国人登録原票それぞれに登録された人口をもとに算出していたものが、住民基本台帳法の一部改正に伴いことし7月から住民基本台帳に外国人登録者が組み込まれ、その登録人口をもとに算出することから、負担金は前年度の3月31日現在での人口数の増減により変化は生ずるものの、算出方法については変更前と変更後で変わりはないことから、本市負担金への影響はないとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第7号「放課後児童クラブ障がい児受け入れ推進事業」を、受け入れ児童数に対応して指導員加配が保証できるものに拡充することを求める意見書提出方請願であります。本請願は現在国の補助事業として実施されている「放課後児童クラブ障がい児受け入れ推進事業」において、1施設当たり定額が支払われている補助金額を受け入れ児童の人数に対応して指導員の増員を保証できる補助金の加算について関係機関に対し意見書を提出していただきたいとするもの、さらに本市においても障がい児の受

け入れ人数に対応した補助金加算の国の制度としての実現を図り、年度途中に登録した児童への加算を本市単独事業として実施していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、本市で実施する場合に必要となる予算額について質疑があり、当局から、現在の制度設計を見直して加算するという試算は立てていないところであるが、現行制度上での現在の補助金支出額は1施設当たり157万7,000円で、市内27クラブ中21クラブでの利用があることから、合計3,311万7,000円であるとの答弁がありました。

また、委員から、本市独自で何らかの加算措置を検討する姿勢はあるかとしてただされ、当局から、今後の財政上の問題もあり、国及び県の動向について注視する必要があることから、検討には時間が必要であるとの答弁がありました。

本請願については、全委員異議なく、採択すべきものと決しました。

次に、請願第8号脳脊髄液減少症の医療についての意見書提出方請願であります。本請願は脳脊髄液減少症の治療としてブラッドパッチ治療を一刻も早く全面的に保険の適用とし、地域の病院で治療を受けられるようにすること、また脳脊髄液減少症と診断された患者の治療について医療費の窓口負担を無料とするよう、関係機関に対し意見書を提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、本市において脳脊髄液減少症と診断されている方が何人いるかとの質疑があり、紹介議員から、厚生労働省の研究班が診断基準を公表しているものの、これは全体の脳脊髄液減少症の診断基準とはなっておら

ず、全国的な患者数の把握は行われていないが、患者は全国で推定約30万人と言われているとの答弁がありました。

さらに、請願事項が具体化されることにより、置賜地域でも診断可能な医療機関の拡大が期待できるものかとしてただされ、紹介議員から、ブラッドパッチ治療を実施していると公表している医療機関は県内では山形県立中央病院のみであり、公表していない医療機関もあると聞いている。また、症状の診断基準が確立されていないこと、さらにこの治療法が保険適用となっていない現状から、医療機関が公表を差し控えていることも予想され、保険が適用となることで公表する医療機関がふえるのではないかと期待を寄せているところであり、また県では今年度、県内の医療機関に対し脳脊髄液減少症の治療診断を実施しているか再度調査を実施する予定であるとの答弁がありました。

このほか、委員から、治療に係る医療費の窓口負担の無料化を求められているが、医療費の窓口負担が無料となっている病気の種類はどれくらいあるのか質疑があり、当局から、例えば特定疾患、いわゆる難病と指定されているものは130疾患ほどあり、このうち特定疾患治療研究事業の56疾患については1カ月の自己負担額が入院費で2万3,100円を限度として段階的に決められているものの、市町村民税非課税者の場合はゼロになるとの答弁がありました。

本請願については、全委員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○佐藤 晃議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第57号及び議第58号、請願第7号及び請願第8号の議案2件、請願2件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 御異議なしと認めます。よって、議第57号及び議第58号、請願第7号及び請願第8号の議案2件、請願2件は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第23 議第59号米沢市人工芝サッカー場グラウンド建設工事請負契約の一部変更について外4件

○佐藤 兵議長 次に、日程第23、議第59号米沢市人工芝サッカー場グラウンド建設工事請負契約の一部変更についてから日程第27、議第63号市道路線の認定についてまでの議案5件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長13番工藤正雄議員。

〔産業建設常任委員長13番工藤正雄議員登壇〕

○13番（工藤正雄議員） 御報告申し上げます。

去る5日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

当委員会は、議会日程に従い、21日の午前9時から委員会室において全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

なお、市道路線として認定しようとする箇所について、審査に先立ち現地調査を行ったことを申し添えます。

初めに、議第59号米沢市人工芝サッカー場グラウンド建設工事請負契約の一部変更についてありますが、本案は平成24年3月定例会で議決され、現在施工しております米沢市人工芝サッカー場グラウンド建設工事につきまして、中央部スタンドに車椅子を利用する方の観覧スペースを確保するとともに、雨天時を考慮した屋根を設置するなど、工事の追加を行おうとすることから、契約を変更しようとするものであります。

本案に対し、委員より、人工芝設置等の工期進捗状況及び全観覧席に対する屋根の設置の有無について質疑があり、当局から、作業工程は予定どおりに進んでおり、人工芝の全面設置完了が10月10日ころの予定で、10月31日の完成には間に合う状況であること、また今回の工事では全観覧席への屋根の設置は考えていないが、障がい者のスペースには付き添いの人も入れる広さであるとの答弁がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（3号棟））に係る契約の締結についてであります。本案は1号棟及び2号棟同様現在設置されている塩井町団地が狭隘であり、かつ老朽化が著しいことから、PFIの手法により同団地の3号棟の建てかえ及びその維持管理を実施することにより、居住水準を高めるとともに地域景観の向上を図るため、総合評価一般競争入札により入札金額8億4,134万948円で、金子建設工業グループを落札決定者として特別目的会社として設立した株式会社第3塩井PFI、代表取締役金子尚人と本契約を締結しようとするものであります。

本案に対し、委員より、塩井町団地3号棟建てかえにおける建設費、当団地の既存住宅解体と4号棟建てかえ計画及び今後の市営住宅の建設等における見通しについて質疑があり、当局から、当団地3号棟建てかえにおける契約金額約8億4,000万円のうち、住宅等建設分が5億6,960万円程度であり、既存住宅の解体が来年3月に終了し、4号棟の建てかえ計画については平成25年度策定予定の市営住宅長寿命化計画で再度検討を行うこととしていること、また今後の市営住宅建設等の見通しについては、本市の市営住宅戸数が県内で人口割に対し多いことから、増設は行わない見通しであるとの答弁がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号米沢市下水道条例の一部改正についてであります。本案は下水道法施行令の一部改正に伴い、除害施設の設置等に関する基準を変更するほか、規定の整備を図るものであります。

本案に対し、委員より新たに追加された有害物質を排出している事業所の状況について質疑があり、当局から特定事業場に対し文書による調査を行い、1事業場が確認されているが、当該事業場では適切な廃棄処分を行っていることから、下水道処理には影響がないとの答弁がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号市道路線の廃止について及び議第63号市道路線の認定についてであります。両案は関連がありますので、一括して審査をいたしました。

両案は、一般国道13号の拡幅整備事業に伴い、1路線を廃止し、再認定するもの、及び市道の改良事業に伴い1路線を図上認定するものであ

り、加えて市道認定の申請により1路線を廃止し、再認定するほか、生活道路として5路線を新たに認定しようとするものであります。

両案については、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○佐藤 晃議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第59号から議第63号までの議案5件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 御異議なしと認めます。よって、議第59号から議第63号までの議案5件は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第28 議第64号平成24年度米沢市一般会計補正予算（第3号）外3件

○佐藤 晃議長 次に、日程第28、議第64号平成24年度米沢市一般会計補正予算（第3号）から日程第31、議第67号平成24年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計補正予算（第1号）までの議案4件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長17番相田克平議員。

〔予算特別委員長 17 番相田克平議員登壇〕

○17番（相田克平議員） 御報告申し上げます。

去る5日の本会議において、当予算特別委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

当委員会は、議会日程に従い、24日午前10時から委員会室において全委員出席のもと、当局から市長を初め教育長のほか関係部課長等にも出席を求め審査を行いました。

なお、各議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書などで各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑・要望などの主なものとその結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第64号平成24年度米沢市一般会計補正予算（第3号）の歳出であります。まず第2款総務費では、人工芝サッカー場のメーンの名称は市が決定しているが、当該施設の認知度を高めるためにも東・西コートに対するサブ的なネーミングの命名権を売買してはどうかとして、質疑、要望がありました。

また、今年度から公衆街路灯のLED化が進められているが、電気料の削減と明るさにおいて大きな効果が確認されており、今後全市内の公衆街路灯をLED化していく考えはないかとして質疑がありました。

さらに、税を含めた徴収業務、債権管理を一元管理してはどうかとして質疑・要望がありました。

第3款民生費では、保育所における放射性物質の給食モニタリング業務の取り組みについて質疑がありました。

また、生活保護世帯子ども健全育成支援業務は、中学生への家庭教師派遣事業であると聞いているが、学校現場との協力体制を構築して進めることが必要ではないかとして、質疑・要望がありました。

第4款衛生費では、これまで生ワクチンだったポリオワクチンが不活化ワクチンになった理由について質疑がありました。

また、生食用の牛肉を提供しているところでは民間の解体業者が各店舗にパック状態で卸しているようだが、米沢食肉公社でもこのように対応すれば牛刺しの提供を再開できるのではないかと質疑・要望がありました。

第6款農林水産業費では、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業については、一番は地産地消の部分であり、新しい工夫での取り組みに対する支援であると思うが、これまで補助を受けられた方々との連携や、学校給食における地産地消に結びつけることは考えていないかとして質疑がありました。

第7款商工費では、天元台スキー場の圧雪車の更新について標準的な使用時間に満たない更新であるが、維持管理は適切だったのか、また今回の更新の判断は適切かとして質疑がありました。

また、利便性のよさから日ごろおまつり広場への迷惑駐車が行われており、お祭り期間中も駐車をしているようだが、当局はこのことを把握しているかとして質疑がありました。

さらに、おまつり広場駐車場はところどころに穴があいており、補修が必要ではないかとして質疑がありました。

また、南原のトトロの木について、去年は展望台を設置し、県の緊急雇用対策で案内人もいたが、ことしの状況はどうかとして質疑がありました。

さらに、平成20年から羽黒神社の保存改修工事が行われており、今後普門院の改修事業も行われるが、これらを観光資源として利活用する考えはないかとして質疑がありました。

また、ポポロビル所有者とテナント会社との係争が解決したら、ポポロビル跡地は新しい交流

広場にするということが広報に掲載されていたが、これは当局の案であり、議会では了承していない。議会の声、市民の声を十分反映させて進めなければ、また新たな問題が生じると思うがどうかとして質疑がありました。

さらに、昨年の東日本大震災による原発事故の風評被害により大型バスを使つてのツアー観光客が非常に少なくなっているが、風評被害については県を挙げて被災３県も手を取り合つて国の対応について要望するというレベルであると思うがどうかとして質疑がありました。

第８款土木費では、豪雪時などにおいて災害救助法をどのように本市で適用させていくかについて研究する必要があるのではないかとして質疑・要望がありました。

また、昨年度の冬期間における本市凍上災の状況について質疑がありました。

歳入では、特例公債法が成立しないまま国会が閉会し、地方交付税が宙に浮いたままとなっているが、本市への影響はあるかとして質疑がありました。

以上が議第64号平成24年度米沢市一般会計補正予算（第３号）に対する審査の経過の中でありました質疑、要望の主なものでありますが、議第64号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第65号平成24年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）では、国民健康保険及び医療の長期的な見通しについて質疑がありましたが、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第66号平成24年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）では、ことし４月に特別養護老人ホーム「回春堂」が開設されたが、このことにより待機者は減っているかとして質疑がありました。

また、今後低所得者の方が自宅で暮らせる方法、

低料金で入れる特別養護老人ホーム以外の施設などを考えていかなければならないのではないのかとして質疑がありました。

さらに、親が高齢者で同居している子供がひきこもりであったり、障がいをお持ちの方であったりする場合など、複雑なケースへの対応として関係課と連携を持たせるなど、地域包括支援センターのあり方について検討はされているのかとして質疑がありました。

議第66号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第67号平成24年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計補正予算（第１号）につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上が、当予算特別委員会に付託されました議案４件の審査経過の概要と結果であります。以上をもって委員長報告といたします。

○佐藤 禰議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 禰議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第64号から議第67号までの議案４件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 禰議長 御異議なしと認めます。よって、議第64号から議第67号までの議案４件は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第３２ 悪臭問題特別委員長中間報告

○佐藤 禰議長 次に、日程第32、悪臭問題特別委

員長中間報告を議題といたします。

この場合、悪臭問題特別委員会における調査結果について報告を求めます。

悪臭問題特別委員長 4 番我妻徳雄議員。

〔悪臭問題特別委員長 4 番我妻徳雄議員登壇〕

○4 番（我妻徳雄議員） 悪臭問題特別委員会並びに同委員会協議会における調査及び活動などの概要につきましては、例年 3 月定例会において御報告しているところでありますが、本日は今年度の上半期における重立った活動内容と、地方自治法第100条の 2 に基づく専門的知見から助言を得るための調査をさきの 3 月定例会で議決いただき、7 月19日、20日にその調査を実施し、8 月31日に調査報告書が提出されたことなどから、中間報告としてあわせて御報告申し上げます。

先に、重立った活動内容についてであります、5 月17日、18日に委員一同と市当局に同行いただき、堆肥製造を行っている長野県松本市の四賀有機センターと栃木県茂木町の有機物リサイクルセンター「美土里館」へ行政視察に伺いました。本市の悪臭問題の解決に向け、知識を深めようと実施したものです。

この両施設は、堆肥製造工程において自動攪拌装置を導入し、高いレベルで臭気対策がなされている施設であり、本市の原因事業所の悪臭対策でも効果が期待できる装置として改めて考えさせられたことなど、大変有意義なものとなりました。特に松本市の四賀有機センターにおいては、施設運営を請け負っているコンサルタント業者の方に臭気対策や堆肥製造において懇切丁寧な説明をいただきました。このような御縁もあり、本市の堆肥製造事業所についても専門的な立場で調査・検証し、御指導いただけないか相談するに至りました。

6 月定例会の委員会では、その調査の具体的実施時期などについて協議いたしました。早い段

階での調査の受け入れについて、堆肥製造事業所に申し入れを行ったところですが、なかなか決定までには至りませんでした。その後、調査日時について堆肥製造事業所、コンサルタント業者と調整し、さきに申し上げた 7 月19日、20日に実施する運びとなりました。

この調査の実施を受け、8 月31日に本市議会に対し業務委託先である株式会社オー・エー・ピーより調査報告書が提出され、先ごろ今定例会会期中である 9 月14日に全員協議会を開催し、代表取締役深澤賢教氏より詳細な報告をいただきました。調査報告は、大きく分けて 2 つあり、1 つ目は堆肥製造事業所の堆肥製造に関するもの、2 つ目は堆肥製造事業所の臭気対策に関するものということで、報告がまとめられました。

ここで、調査報告の要点について申し上げます。

堆肥製造技術上、最も重要な原料調整における水分や比重について十分な認識が欠けており、好気性発酵が維持できずに臭気を発生させてしまっていること、臭気対策面では広大な建屋全体を脱臭するには無理があること、臭気対策の基本として、発生した多量の臭気処理ではなく、臭気を発生させない堆肥製造工程の改善が優先されるべきであることが指摘されました。これらのことは、市当局が「におい・かおり環境協会」へ依頼している原因事業所に対する行政指導支援業務の報告内容と一致しており、このたび本市議会が実施した調査によってその検証ができたことは大きな成果と認識しております。今後は、この調査報告を悪臭問題の早期解決に向けたより具体的な監督・指導へ導くため、検討いたします。

一方、養豚事業所については現在、本年 3 月に提出された改善計画書に基づき豚の減産を進めているところでありますが、減産に伴う臭気総量の減少の効果があらわれるのはこれからになりますので、引き続き監視し、検証してまいり

のっとり、根本的な解決を図っていくことが必要です。

北方領土、千島列島は1875年、明治8年、日本とロシアの樺太・千島交換条約によって南千島と北千島を合わせた全千島が日本の領土になりました。1951年、第二次世界大戦の講和条約であるサンフランシスコ条約で日本は千島列島を放棄しました。しかし、第二次世界大戦の戦後処理の原則は「領土不拡大」であり、不公正な戦後処理が行われたことになります。国際正義に反する条約は、当該国の国民による異議申し立てが可能であり、国際法上の権利になっています。日本は、千島列島放棄は不適切であったことを国際社会に訴え、ロシアと千島列島返還の交渉を粘り強く行うべきです。

尖閣諸島は、近代までどの国の支配も及んでいない、国際法で言う「無主の地」でした。1895年、明治28年、日本政府は尖閣諸島を日本領に編入しました。1894年から1895年の日清戦争によって日本が中国から不当に奪ったものでないことは、日清戦争の講和条約である下関条約から見ても明らかです。1919年、大正8年、中国の漁船が尖閣諸島に漂着し、尖閣諸島の開発に当たっていた古賀善次らが救助するという出来事がありました。翌年、当時の中国政府である中華民国の駐長崎領事から感謝状が贈られています。宛先が「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島」となっており、中国は尖閣諸島を日本領と認めていました。中国が尖閣諸島の領有権を主張するのは1970年になってからであり、日本領有から75年もたつてからの主張は道理あるものとは言えません。しかし、日本政府は1972年の日中国交正常化や1978年の日中平和条約締結時においても尖閣諸島の領有権問題を棚上げし、中国に対して明確に領有権を主張しませんでした。その後、政府は領土問題は存在しないという立場に立ち、日本の領土であることの正当性

を国内外に示すということをしてきませんでした。このような政府の態度が今日の混乱を招いているものと思います。

発議提出者が求めている対策の2、「尖閣諸島に関し早急に諸般の現地調査を行うとともに、我が国の船舶の安全航行と漁業関係者の安全操業のため、海域の警備体制、方針の見直しや灯台の設置、避難港の整備等に取り組むこと」という対応は、中国国民の感情を逆なでし、事態の混乱に拍車をかけることになりかねません。物理的な対応の強化ではなく、中国との冷静な外交交渉に入ることこそ求められているのではないのでしょうか。

竹島も、「無主の地」であったものを1905年、明治38年、日本が領土としたものであり、侵略によって韓国から奪った島でないことは1951年のサンフランシスコ条約で、朝鮮に対して放棄する島に竹島を含めていないことからわかります。韓国は1952年、李承晩ラインを設定し、広大な水域への漁業管轄権を一方的に主張し、この水域に竹島を取り込み、それ以降竹島を実効支配するようになりました。竹島問題で韓国との話し合いのテーブルをつくるためには、韓国に対する日本の植民地支配の不法性と誤りを認めることが不可欠です。日本が竹島を編入した1905年は、1910年の韓国併合を前に1904年、第一次日韓条約を結び、韓国の外交権を奪っていた時期で、韓国は日本の竹島編入に異議申し立てができない状況にありました。歴史の事実を認めた上で領土問題での協議を呼びかけてこそ、話し合いが可能になるものと思います。

また、韓国は竹島の実効支配を強化していますが、日本が尖閣諸島に灯台や港の整備を行うなら、竹島での韓国の支配強化を事実上容認することになります。竹島問題の解決のためにも、尖閣諸島においての支配の事実を強める取り組みは慎まなければなりません。

国際紛争は、平和的手段によって解決することが今や世界のルールになってきています。領土問題も外交交渉による話し合いでの解決を目指すべきであるということを申し上げ、反対討論といたします。

○佐藤 兵議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

この場合、異議がありますので、起立により採決いたします。

発議第5号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 兵議長 起立多数であります。よって、発議第5号は原案のとおり決まりました。

会議の途中ですが、休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時03分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第34 発議第6号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○佐藤 兵議長 次に、日程第34、発議第6号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。

提出者3番小久保広信議員。

〔3番小久保広信議員登壇〕

○3番（小久保広信議員） 私より、発議第6号を御提案申し上げます。

なお、提案理由の説明については、意見書案の朗読をもってかえさせていただきます。

〔別紙 発議第6号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○佐藤 兵議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第6号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 御異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり決まりました。

日程第35 発議第7号「放課後児童クラブ障がい児受入れ推進事業」を、受け入れ児童数に対応して指導員加配が保証できるものに拡充することを求める意見書の提出について

○佐藤 兵議長 次に、日程第35、発議第7号「放課後児童クラブ障がい児受入れ推進事業」を、受け入れ児童数に対応して指導員加配が保証できるものに拡充することを求める意見書の提出

についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明をお願いします。

提出者 8 番高橋壽議員。

〔8 番高橋 壽議員登壇〕

○8 番（高橋 壽議員） 私より、発議第 7 号を御提案申し上げます。

なお、提案理由の説明については、意見書案の朗読をもってかえさせていただきます。

〔別紙 発議第 7 号朗読〕

以上であります、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○佐藤 兵議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 7 号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 御異議なしと認めます。よって、発議第 7 号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第 3 6 発議第 8 号脳脊髄液減少症の医療に関する意見書の提出について

○佐藤 兵議長 次に、日程第 36、発議第 8 号脳脊髄液減少症の医療に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明をお願いします。

提出者 9 番白根澤澄子議員。

〔9 番白根澤澄子議員登壇〕

○9 番（白根澤澄子議員） 私より、発議第 8 号を御提案申し上げます。

なお、提案理由の説明については、意見書案の朗読をもってかえさせていただきます。

〔別紙 発議第 8 号朗読〕

以上であります、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○佐藤 兵議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 8 号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 御異議なしと認めます。よって、発議第 8 号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第 3 7 発議第 9 号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について

○佐藤 兵議長 次に、日程第 37、発議第 9 号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明をお願いします。

提出者13番工藤正雄議員。

〔13番工藤正雄議員登壇〕

○13番（工藤正雄議員） 私より、発議第9号を御提案申し上げます。

なお、提案理由の説明については、意見書案の朗読をもってかえさせていただきます。

〔別紙 発議第9号朗読〕

以上であります、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○佐藤 兵議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第9号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 御異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第38 発議第10号李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書の提出について

○佐藤 兵議長 次に、日程第38、発議第10号李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明をお願いします。

提出者11番遠藤正人議員。

〔11番遠藤正人議員登壇〕

○11番（遠藤正人議員） 私より、発議第10号を御提案申し上げます。

なお、提案理由の説明については、意見書案の朗読をもってかえさせていただきます。

〔別紙 発議第10号朗読〕

以上であります、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○佐藤 兵議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。2番高橋義和議員。

○2番（高橋義和議員） 提出者にお伺いいたします。

今の政権になってから対韓融和路線をとって、そのことが今回の問題につながったというような文面になっておりますけれども、私は自民党政権時代から今の対韓国の外交路線は変わってなかったのではないかなと思います。逆に日本と韓国の間の人との交流というのは年間500万人にも上って、また経済面での結びつきも強くなったと、そのことがある意味日本と韓国の垣根を低くし、距離感もだんだん狭まってきたということがあるかと思います。

今の政権が「竹島を韓国による不法占拠とは言わない」というようなことを言っていますけれども、自民党時代はどうだったんでしょうか。1952年以降ですか、韓国が竹島を不法占拠しているわけですが、その間に日本漁船の拿捕が始まって、4,000人近くが拘留され、5人の方が命を失ったというふうに聞いています。このような問題があったにもかかわらず、自民党政府は北方領土の返還運動、北方領土についてはソ連・ロシアの不法占拠という言い方をこれ

までずっと繰り返してきましたけれども、竹島の問題について自民党政権時代に問題として取り上げていただいたことについて私は聞いていないんですけれども、そういう点ではこれは民主党政権になってからの方針転換ではなく、前からこのような問題があったにもかかわらずある意味問題を先送りしてきたということがあるのではないかと思いますけれども、どうなのでしょう。

○佐藤 兵議長 遠藤正人議員。

○11番（遠藤正人議員） 日本国におきまして、自民党政権時代ですが、近隣諸国との関係を踏まえて丁寧な対応をしていたわけです。このたびは韓国の李大統領が不法に竹島に上陸したわけですから、直ちにそのことについて声明を出すべきであったんですが、その声明がおくれているということで今回の意見書の提出に至りました。

○佐藤 兵議長 高橋義和議員。

○2番（高橋義和議員） 質問には答えていない…。自民党政権時代は丁寧に対応してきたから、不法占拠については不問にしてきたということなんですか。自民党政権時代は不法占拠については何ら韓国との間で問題視もしてこないし、議題にも上げてこなかったような感じはします。今回は教科書に竹島が日本の領土であることをきちっと載せるとか、または従軍慰安婦問題で日本が毅然とした対応をとらないからそれを韓国の主権を主張するために行動に示したというような言い方をしています。確かに李明博大統領の竹島上陸というのは非常に問題があると思いますし、政府もそれに対しては抗議をしていますし、毅然とした措置をとるということで、文面にもありますように国際司法裁判所へ提訴もしています。そういったことを考えれば、政府はいろいろ不満はあるかもしれませんがきちっとした対応をとっていると思いますし、先ほ

どの尖閣諸島の外交問題等でもあったようにこういった問題を解決するのはやはり外交を中心とした話し合いをきちっと進めていくしか残念ながら解決に向かう道はないと思いますが、そういった点ではいかがでしょうか。

○佐藤 兵議長 遠藤正人議員。

○11番（遠藤正人議員） 自民党政権時代は、グローバルな世界経済の中で隣国との経済を中心とした中で交流をしていたわけです。その中で丁寧な対応をしていたということをまず先ほどの点につけ加えさせていただきます。今回の件に関しては、竹島に関しては大統領、言うなれば国のトップが不法上陸したわけでありますから、このことについては直ちに現政府が対応をとるべきであるにもかかわらず、遅々として、やっと今に至って一步踏み出した状況だったものですから、意見書を提出したものです。以上です。

○佐藤 兵議長 高橋義和議員。

○2番（高橋義和議員） 提出者から見れば政府は対応が遅かったということですが、「対応に踏み出した」と今答弁にあったわけなので、意見書を出す必要はないのではないのでしょうか。「対応している」と今答弁したわけですので。

○佐藤 兵議長 遠藤正人議員。

○11番（遠藤正人議員） 文面をもう一度確認させていただきますが、国際司法裁判所に提訴をただけで今回の問題が解決するわけじゃないです。竹島問題ではなくて、一連の経済問題含めていろいろなことがあります。そのこともありまして、一事が万事とは言いませんが、粛々こういったことを現政府がすることが国益となる、私はそう信念を持っておりますので、そのことを御理解いただきたいと思います。

○佐藤 兵議長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第10号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第10号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 兵議長 起立多数であります。よって、発議第10号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第39 発議第11号悪臭問題の解決に向けた堆肥製造事業所に対する指導の強化・徹底を求める意見書の提出について

○佐藤 兵議長 次に、日程第39、発議第11号悪臭問題の解決に向けた堆肥製造事業所に対する指導の強化・徹底を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。

提出者 4 番我妻徳雄議員。

〔4 番我妻徳雄議員登壇〕

○4 番（我妻徳雄議員） 発議第11号を御提案申し上げます。

なお、提案理由の説明については、意見書案の朗読をもってかえさせていただきます。

〔別紙 発議第11号朗読〕

以上であります。議員各位の賛同をお願い申し上げます。

○佐藤 兵議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第11号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 御異議なしと認めます。よって、発議第11号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第40 議員派遣の件について

○佐藤 兵議長 日程第40、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり米沢市議会会議規則第160条第1項の規定により決定いたしますので、御了承願います。

.....

市長挨拶

○佐藤 兵議長 以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 市議会9月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る9月5日に招集いたしました本定例会は、本日全日程を終了いたしました。24日間にわたる会期中、平成23年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の各決算の認定、人事案件など数多くの案件について終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

さて、このたび認定いただいた平成23年度一般会計決算においては、前年度に比べて歳入総額が減少した一方で、歳出では扶助費がさらに増加したほか、豪雪の影響などもあり、歳出総額は増加しており、依然として厳しい財政状況が続いているところです。このようなことから、私はこれからも行財政改革を推し進めながら、行政運営の効率化を図るとともに、まちづくり総合計画第4期実施計画に掲げた事業を着実に実行し、米沢らしい魅力あるまちづくりを推進していきます。中でも、新文化複合施設につきましては中心市街地活性化のかなめであるとともに、将来にわたる本市の教育文化のまちづくりに資する重要な施設であります。議員各位を初め、市民の皆様に御理解をいただきながら、多くの方に満足していただける施設の建設を目指してまいりますので、今後とも議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員各位の御健勝をお祈り申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

長期間にわたり御苦勞さまでした。

午後 1時40分 閉 会

.....

閉 会

○佐藤 兵議長 これをもちまして、平成24年9月定例会を閉会いたします。